

# 国際会計基準2007年問題 の実務対応

<9>

新編監査法人協会の会計士 橋上 徹

## 今回のポイント

● IAS17 (リース) 日本のGAAPに従っている限り、基本的には対応は不要であるが、日本のGAAPの重要性の観点から注記が省略されているもの等については、金額開示及び/あるいはその旨の記述的追加開示が求められる。

### ● IAS18 (収益)

① 認識：収益認識の会計方針の開示が求められる(役務収益対価については、その契約内容等の前提条件・計上方法について追加開示が必要)。

なお、実務上は、「収益認識プロジェクト」の方向性について確認することが必要である(<http://www.iasb.org>)。これにより将来収益将来収入の認識測定に現段階か情報を入手できるよう配慮しておくことが望ましい。

② リバート・割戻し：特段対応不要。

③ 測定：CESRから特段の言及はないが、測定の考え方についてIFRSは収益測定について、公正価値の考え方が入っており、日本のGAAPによる取引価額での測定と乖離が生じる場合は、その重要性に対応する追加開示が必要と考えられる。

### ● IAS19 (従業員給付)

① 全体論：以下の項目について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。

▷ 日本のGAAPの下での従業員給付に関する会計方針の説明

▷ 従業員給付に関連する資産・負債の公正価値

② 未認識移行時差異(会計基準変更時差異の未処理額)：特段対応不要。

③ 回廊アプローチ：特段対応不要。

④ 厚生年金基金の代行返上部分の取扱い：以下の項目について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。

▷ 日本のGAAPの下での代行返上に関する会計方針の説明

▷ 代行返上に関連する資産・負債の公正価値

⑤ 割引率：割引率について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。

▷ 割引率についての会計方針の説明

▷ 実勢金利を使用した場合の関連する資産・負債の公正価値

⑥ 有給休暇給付負債：特段対応不要。

## 第2章 「2007年問題」〈Area 2〉(続き)

第10節・EU域内証券市場に上場・公募している日本企業に対して求められたその他の追加開示

### 第2款 IAS関連 (続き)

第2款では、IASについて解説する。

#### (1) IAS17 (リース: Leases)

##### ① 原則

◆ 日本のGAAPとIFRSとの間の差異が様々な点に及ぶ<sup>①</sup>ことはよく知られている。

◆ しかしながら、概念上は、IFRSと日本のGAAPの両者ともリース会計について同じ基本アプローチを採用している。

#### ② 所有権移転外ファイナンス・リース

◆ 日本のGAAPの下では、特別に定義されたファイナンス・リース(法律上の所有権の移転を伴わないもの)<sup>②</sup>は、オペレーティング・

リースとして会計処理をすることができる。

◆ しかしながら、所有権移転外ファイナンス・リースをオペレーティング・リースとして会計処理した場合の影響の調整をする為の必要な情報は注記において提供されている(「リース取引に係る会計基準 五」[平成5年6月17日])。

◆ 貸借対照表日におけるオペレーティング・リースとして会計処理した場合に開示される

① 日本のリースGAAPの特徴は以下の3点に集約することができる。

① 法的形式よりも経済的実質を優先するとの趣旨で、ファイナンス・リース取引について、資産化処理(売買処理)を原則としながらも、リース業界やリース利用企業に対する配慮から、所有権が移転しないファイナンス・リース(所有権移転外ファイナンス・リース)については賃貸借取引を維持したままで、注記において資産化処理に相当する情報を開示することを例外的処理として容認した点である。

具体的に、リース業界やリース利用企業に対する配慮した点とは、

□ 我が国では、所有権が移転するリースはほとんど存在せず、大半が所有権の移転しないリースに該当しており、しかも賃貸借としての色彩が極めて強い情報関連機器、事務用機器などのOA機器の利用割合が全体の50%以上を占めている為、所有資産と経済的実質を重視して一律にオンバランス化を要求することは、我が国のリース取引の実態にそぐわないこと、

□ 我が国では、所謂、確定決算主義が採用され、法人税法施行令第136条の3第3項に該当するものを除き、資産化処理が適用されると、現行の賃貸借処理が否定され、税務上の節税効果や減価償却機能をはじめ、リースの持つ事務の合理化や簡便な会計処理が失われ、リースによる設備投資が衰退し、リース産業の基盤が危うくなると認識されていること、である。

この点については、ASBJや金融庁・法務省のみならず税制を司る財務省をも含めた議論が必要な点である。

② 日本のリースGAAPでは、ファイナンス・リースを画定する第1段階として、所有権の有無によって、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の2つに区分している。そして、そのいずれに該当するものであるかを識別する為に判定基準を機能させている。

本来、リースの資産化の範囲を画定する基本的なスタンスは、法的形式よりも経済的実質を優先する実質優先思考の立場から考えることが妥当であるが日本のリースGAAPでは、資産化の範囲を画定するに当たり所有権の有無という法的な形式が経済的実質に優先されており、これが実質的に我が国の開示のメルクマールとなっている。

③ 開示の省略や、注記に関する会計処理の簡略化を容認する緩和措置がとられている点。開示の省略については、□重要性の一般原則の適用(例として、1物件当たり20万円+利息相当額)、□1契約当たり300万円基準を、注記の簡略化については、未経過リース料の重要性が乏しい場合(10%基準)をそれぞれ具体的な基準値としている点である。

問題はこの数値基準の設定では、我が国において比較的利用割合の高いリース物件はこの適用を受けて省略化されている点である。

④ ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づく期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(「リース物件」)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう(「リース取引に係る会計基準 二 1」[平成5年6月17日])。

負債は名目金額<sup>①</sup>あるいは将来の利息額を控除した額<sup>②</sup>で示される。

③ IFRSとの収斂

◆ 日本のGAAPにおけるリース取引に係る会計基準はIFRSとの収斂の可能性のある事項として提案されている。

(CESRの同等性評価)

- ◆ 日本のGAAPとIFRSは、概念上は、所有権移転外ファイナンス・リースを資産計上について同じ目的を有している為、両基準間の細かい差異は両基準の下で全く同じリースに対して異なった会計処理を生じさせる。
- ◆ しかしながら、CESRは合理的で精通したEUの投資家であれば、(日本のGAAPとIFRSの)会計基準が変更になった場合、当該リースの条項を理解することが期待され得るであろう。
- ◆ 上記の事実を併せ、両基準間の細かい差異が日本のGAAPの連結財務諸表の注記において入手できるよう調整されていれば、CESRはその概念書の中で、重大なものとするのではないであろうと考えている。

(日本企業の対応)

◆ 日本のGAAPに従っている限り、基本的には対応は不要であるが、日本のGAAPの重要性の観点から注記が省略されているもの等については、金額開示及び/あるいはその旨の記述的追加開示が求められる。

(14) IAS18 (収益: Revenue)

① 認識

- ◆ 日本のGAAPとIFRSは類似しているように見えるが、実際は差異が生じる可能性の高い分野である(工事収益については本稿IAS11を参考のこと)。
- ◆ 日本のGAAPの下では収益認識に関しては非常に限られた指針が存在する<sup>③</sup>だけであることから、収益認識に関し柔軟性の確保はできる可能性はある。
- ◆ 実際、割賦基準<sup>④</sup>が特定の産業において使用されている。
- ◆ 日本のGAAPとIFRSの収益認識基準の概念上の差異について以下の情報を十分理解

① 未経過リース料の期末残高(通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理されている部分を除く)が当該期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合には、リース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、リース取引開始時に合意されたリース料総額及び期末残高における未経過リース料から、これらに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる(「リース取引に係る会計基準注解(注4)」)。

② 「リース取引に係る会計基準 三 1 (1) ②イ」

③ 収益認識の大原則は【実現主義】(「企業会計原則 第二 一A/三B」)である。

① 実現主義は、処分可能利益算定の観点から未実現利益の計上を排除することによって期間収益を確定する。

② その後、実現収益と発生費用を対応させ、適切な期間損益が計算される。

③ 実現主義における「実現」とは、□企業の財もしくはサービスが販売等を通じて企業の外に流出し、□その対価として現金もしくは現金等価物を獲得するに至った状態を指す(森田哲彌=岡本清=中村忠『会計学大辞典 第四版増補版』[2001, 中央経済社] 492頁)。

その他、「企業会計原則 注6」において、試用販売、予約販売等の収益認識基準が示されている。なお、IT業界における収益認識基準としては、「IT業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告「情報サービス産業における監査上の諸問題について」」(2005, 日本公認会計士協会)。

④ 「企業会計原則 注6(4)」では、「…割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払であることから代金回収の危険率が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当たっては、不確実性と煩雑さを併りることが多い。従って、収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とする事も認められる。」としている。

する必要がある。

[図表1] 収益認識手続比較

		日本のGAAP	IFRS
見越しの処理	過去収益将来収入(未収収益)	○	○
繰延べの処理	将来収益過去収入(前受収益)	○	○
資産負債アプローチにより認識される処理	将来収益将来収入	☒	☒

○:適用 ×:適用されない

△:「収益認識プロジェクト」において検討中(収益を会社の顧客との契約上の履行義務の発生時点から公正価値で測定し、各年度の当該契約上の履行義務の公正価値の差額を収益として認識・測定するという考え方等について検討している)。

[図表2] 役務収益の認識

	日本のGAAP	IFRS
① 取引の成果について信頼性をもって見積もることができる場合	◆ 会計実務上、完了基準を原則とし、進行基準の適用も認められている(継続適用は必須)。	◆ 進行基準を適用する。
② 取引の成果について信頼性を以て見積もることができない場合	◆ 会計実務上、完了基準を適用する。	◆ 完了基準を適用する。

(CESRの同等性評価)

- ◆ 日本のGAAPの収益の一般的認識の原則はIFRSのそれと矛盾するものではないが、細かい点についてはいくつか差異が存在する。
- ◆ 今後適用され得る収益認識の会計方針が開示されるという前提はあるが、これらの差異がEU域内の投資家の意思決定に影響を与える可能性は低いと考えている。
- ◆ なお、役務収益対価はIAS11号に準じた対応が必要と考えられる。

(日本企業の対応)

- ◆ 収益認識の会計方針の開示が求められる(役務収益対価については、その契約内容等の前提条件・計上方法について追加開示が必要)。
- ◆ なお、実務上は、「収益認識プロジェクト」の方向性について確認することが必要である(<http://www.iasb.org>)。これにより将来収益将来収入の認識測定に現段階が情報入手できるよう配慮しておくことが望ましい。

② リポートと割戻し

- ◆ リポートと割戻しは、日本のGAAPの下では、収益の控除ではなく費用として表示されている(重要性が高い場合は、独立掲記)。

(CESRの同等性評価)

- ◆ リポートと割戻しは重要性が高い場合は損益計算書の表示において情報が得られる為、EU域内の精通した投資家であれば、上記差異について認識ができるはずである。

(日本企業の対応)

- ◆ 特段対応不要。

③ 収益測定

[図表3] 測定・比較表

日本GAAP	IFRS
◆ 取引価額で測定。	◆ 原則として、対価の公正価値 ◆ 対価の支払繰延が実質的に財務取引である場合には、 ✓ 将来の入金額の割引現在価値で測定。

## (CESRの同等性評価)

- ◆ 特段の言及なし(取引価額と公正価値の乖離が考えにくい為と推認される)。

## (日本企業の対応)

- ◆ CESRから特段の言及はないが測定の考え方についてIFRSは収益測定について、公正価値の考え方が入っており、日本のGAAPによる取引価額での測定と乖離が生じる場合は、その重要性に対応する追加開示が必要と考えられる。

## (15) IAS19 (従業員給付:Employee benefits)

## ① 原則

- ◆ 日本のGAAPとIFRSとの間には細かい点で様々な差異がある。

## (CESRの同等性評価)

- ◆ 日本のGAAPとIFRSの財務諸表作成目的は同じであり、同じ財務諸表作成原則に従っている。
- ◆ 日本の特別な環境に起因するいくつかの差異が存在する一方で、IAS19のもとで適用可能な確定給付型(給付建)スキームには4つの調整(未認識保険数理差損益・未認識過去勤務費用・未認識移行時差異・制度資産の貸借対照表日の公正価値)という多くの選択肢が存在することにより、どの調整項目に対して金額を調整すべきか決定することが困難となる。
- ◆ 差異のうち一定のものは重大な差異とされ得るが、CESRの見解としては、当下面記(日本企業の対応)の開示による救済措置がEU域内の投資家に対しておそらく最も理にかなったものであろう。

## (日本企業の対応)

- ◆ 以下の項目について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。
  - ▷ 日本のGAAPの下での従業員給付に関する会計方針の説明
  - ▷ 従業員給付に関連する資産・負債の公正価値

⑦ 「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(2005年最終改正、日本公認会計士協会)第42項。

⑧ 前掲 実務指針 第43項。

## ② 未認識移行時差異(会計基準変更時差異の未処理額)

- ◆ 2000年に日本のGAAPの下で「退職給付に係る会計基準」が新たに導入されたことに伴い「未認識移行時差異」の償却の継続的な影響が存在している<sup>⑦</sup>。
- ◆ 上記の影響は、現行のGAAPでは2015年まで継続する見通しである<sup>⑧</sup>。
- ◆ 日本企業の中には、未認識移行時差異の償却を短期間に行ったり、あるいは、一時に償却をした企業も見られる。
- ◆ なお、未認識移行時差異の開示額等は、財務諸表の注記において入手できる。

## (CESRの同等性評価)

- ◆ IAS19自身も、導入に対して同様な規則を有しており、IAS19導入期以降5年以内の期間での償却を認めている。
- ◆ 償却期間の差異は表面上生じているものの、開示によりEU域内の投資家が投資の意思決定を行うのに十分な情報が提供されている。
- ◆ その為、CESRは、未認識移行時差異に関する上記の差異は重大な差異とは考えていない。

## (日本企業の対応)

- ◆ 特段対応不要。

③ 回廊アプローチ(corridor approach)<sup>⑨</sup>

- ◆ 日本のGAAPの下では、回廊アプローチは採用されていないが、日本のGAAPは過去の保険数理差損益の金額を決定し、それから実際の保険数理差損益を認識するための計算基礎率に関して、重要性を考慮することを基準に含んでいる<sup>⑩</sup>。

## (CESRの同等性評価)

- ◆ IFRSは回廊アプローチを使用しないことは認めない。
- ◆ 但し、日本のGAAPの場合は、日本のGAAPとIFRSは同様な結果となり得る。

## (日本企業の対応)

- ◆ 特段対応不要。

## ④ 厚生年金基金の代行返上部分の取扱い

- ◆ 2001年6月15日に確定給付企業年金法が公布され、2002年4月1日以降、同法に基づき、厚生年金基金を確定給付企業年金へ移行し、厚生年金基金の代行部分を返上することが可能となった。

- ◆ 返上された部分に関しては、返還の日において、以下のような会計処理を行うことが原則とされている<sup>⑪</sup>。

- 代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識し、年金資産相当額の返還の会計処理を行う。従って、消滅の認識をする代行部分に係る退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額は、損益として認識する。

- 代行部分に係る未認識過去勤務債務、未認識保険数理上の差異及び会計基準時変更時差異の未処理額は、返還の日において損益として認識される。

- ⑨ 保険数理差損益に対する遅延認識の方法として、IAS19は、回廊アプローチを採用している。IAS19における回廊アプローチとは、保険数理差損益について一定の幅(回廊)を設け、その回廊の中にとどまる場合については、保険数理差損益の認識を行わず、回廊を超える金額についてはその超過額を認識するものである。

具体的には、直前の会計期間末日における未認識保険数理差損益の累計額が以下に掲げるもののいずれか大きい方を超過する場合には、給付建負債を測定するに当たり、保険数理差損益を従業員の手当平均残存勤務期間に亘って遅延認識する。

- ① 貸借対照表日における制度資産控除前給付建債務の現在価値の10%

- ② 貸借対照表日における制度資産の公正価値の10%

上記10%超過額は、従業員の平均残存期間に亘る均等償却が最低限要求される。

また、これらの回廊の幅については、各給付建制度について別途計算が必要となる。

- ⑩ 例えば前掲 実務指針 第18項、第20項。

- ⑪ 前掲 実務指針 第61-2項。

- ⑫ 同上。

- ◆ 上記に係らず、代行部分の返上手続を実施しない限りは、代行部分を区分せず厚生年金基金全体として退職給付債務を継続する従来からの取扱いがそのまま継続される<sup>⑫</sup>。即ち、代行部分に係る未認識過去勤務債務、未認識保険数理上の差異及び会計基準時変更時差異の未処理額は、返還の日において損益として認識されることは要求されない。

- ◆ IFRSは、代行部分の返上手続を実施したか否かを問わず、原則どおりの処理を求めている。

## (CESRの同等性評価)

- ◆ 上記は特別な日本固有の状況及び法令に関連して生じる差異である。
- ◆ 当該事項は2003年4月にIFRICに持ち込まれた。
- ◆ IFRICはこの事項は、広範囲に亘るものではなく、IFRSの考え方においては、実務上の問題とすることに合意した。その際、IFRICは実務上の当該問題に関して生じた解釈上の質問に関知するものではないことを述べていた。
- ◆ この問題は2007年までには、大きな問題とはなっていないことを予想しているが、それは、2007年までには、過去の会計処理の取扱いの残こされた影響は、一般論として、重要なものではなくなるだろうと考えている為である。

- ◆ しかしながら、当該状況は2007年まで継続的にモニターすべきである。
- ◆ このような理由から、CESRは、この差異が2007年においても未だ重要であるとみられるときは、EU域内の投資家にこの特別な日本のGAAPの側面を十分に知らせる為、下記(日本企業の対応)に加え、さらなる追加開示を要求する。

(日本企業の対応)

- ◆ 以下の項目について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。
  - ▷ 日本のGAAPの下での代行返上に関する会計方針の説明
  - ▷ 代行返上に関連する資産・負債の公正価値

⑤ 割引率

- ◆ 日本のGAAPでは、従業員給付債務の割引に使用される金利レートは、一定期間の平均金利とすることも可能であり、<sup>①</sup>必ずしも、貸借対照表日における実勢金利レートを使用する必要はない。
- ◆ 上記取扱いは、IFRSの下では、容認されない利益平準化への影響要因を取り入れることになっている。

① 「退職給付に係る会計基準(注解6)」(1998, 企業会計審議会)。

(CESRの同源性評価)

- ◆ 日本の債券市場における金利レートは過去4~5年間は低位安定している為、CESRが同源性評価を行った時点では、当該会計処理の影響は重大ではないのかもしれないが、潜在的には、金利レートの市場におけるボラティティが高くなると、重大なものとなる可能性が大きい。
- ◆ その為、上記のとおり、影響が大きくなった場合は、下記(日本企業の対応)に加え、さらなる追加開示が求められることになるかもしれない。

(日本企業の対応)

- ◆ 割引率について追加的な記述による、及び/あるいは、金額開示を行う。
  - ▷ 割引率についての会計方針の説明
  - ▷ 実勢金利を使用した場合の関連する資産・負債の公正価値

⑥ 有給休暇給付負債

- ◆ 有給休暇に関する負債は日本のGAAPの下では認識されていない。

(CESRの同源性評価)

- ◆ 一定の状況では、上記は大きな金額になるかもしれないが、CESRはEU域内の投資家の意思決定が変わるような重大な差異とは考えていない。それは、金額は数年に亘っては比較的安定しており、損益に与える影響は重要なものではないと思われるからである。

(日本企業の対応)

- ◆ 特段対応不要。



● 改訂版! ● 会計・税務の基礎から制度の解説、税務処理及び申告書の作成までを解説!! 井上 雅彦 著  
**キーワードでわかる 退職給付会計** A5判・528頁 定価3,780円(税込)  
 ○ 税務研究会出版局刊 ○

8月31日の対顧客直物為替相場(東京三菱銀行公表)

(通貨)	8月決算の会計処理にあたって適用される8月31日の外貨建資産等の換算レート(東京三菱銀行分)は次のとおり(注=インドネシア・ルピア及び韓国・ウォンはそれぞれ100単位)。	
	(電信売 TTS)	(電信買 TTB)
アラブ首長国連邦・ディルハム	30.96	29.60
オーストラリア・ドル	85.18	81.18
ホンコン・ドル	14.76	13.90
インド・ルピー	2.72	—
サウジアラビア・リアル	30.46	28.86
クウェート・ディナール	390.55	374.55
韓国・ウォン	10.95	10.55
シンガポール・ドル	66.96	65.30
ニュージーランド・ドル	78.67	74.67
南アフリカ・ランド	18.62	15.62
チェコ・コルナ	4.69	4.45
メキシコ・ヌエボ・ペソ	11.33	9.33
ロシア・ルーブル	4.19	3.69
ハンガリー・フォリント	0.57	0.53
ポーランド・ズロチ	34.70	32.30
スロバキア・コルナ	3.69	3.29

● 対顧客直物為替相場推移表 ●

通貨	月日	8月29日	8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	29日~2日	8月の
								週間平均
U S D	T. T. S	111.02	111.60	112.40	111.79	110.98	111.56	111.76
	T. T. B	109.02	109.60	110.40	109.79	108.98	109.56	109.76
	T. T. M	110.02	110.60	111.40	110.79	109.98	110.56	110.76
E U R	T. T. S	137.23	136.69	137.61	138.07	138.68	137.66	137.63
	T. T. B	134.23	133.69	134.61	135.07	135.68	134.66	134.63
	T. T. M	135.73	135.19	136.11	136.57	137.18	136.16	136.13
S T R	T. T. S	202.97	202.60	203.02	203.72	205.44	203.55	202.58
	T. T. B	194.97	194.60	195.02	195.72	197.44	195.55	194.58
	T. T. M	198.97	198.60	199.02	199.72	201.44	199.55	198.58
S W I	T. T. S	88.81	88.18	88.69	89.20	89.89	88.95	88.54
	T. T. B	87.01	86.38	86.89	87.40	88.09	87.15	86.74
	T. T. M	87.91	87.28	87.79	88.30	88.99	88.05	87.64

(注) T. T. S = 電信売相場, T. T. B = 電信買相場, T. T. M = 電信売買相場の仲値, T. T. M及び平均相場は、東京三菱銀行公表レートを基礎に算出、平均相場は銭位未満四捨五入。